

浜松市文化顧問の設置に関する要綱

(趣 旨)

第1条 市が進める文化施策の推進に向け、専門的立場から浜松市に助言・指導をする文化顧問の設置について必要な事項を定める。

(名 称)

第2条 文化顧問は、浜松市文化顧問(以下文化顧問という。)と称する。

(職 務)

第3条 文化顧問は、その専門的学識及び経験に基づき、市の進める音楽、歴史、スポーツ及びその他の分野における、文化に関するまちづくり事業に関し助言し、または指導する。

(委 嘱)

第4条 市長は、音楽家、文化人など学識経験者の中から文化顧問を委嘱する。

(謝 礼)

第5条 文化顧問に対する謝礼は、毎年度予算の定める額を上限とする。

(任 期)

第6条 文化顧問の任期は、4月1日から翌々年の3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が認める場合は、再任を認めるものとする。

附則

この要綱は、平成6年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。